

四日市市消防本部訓令第5号

四日市市消防通信規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

四日市市消防長 小谷 正 人

四日市市消防通信規程の一部を改正する規程

四日市市消防通信規程（平成10年6月25日消本本部訓令第17号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表1（第8条関係）				
区分	種別	呼称	周波数名称	用途
デジタル波	消防救急（共通波）	統制波1	統制波1	○全国の消防機関及び他県防災ヘリ、ドクターヘリとの交信
		統制波2	統制波2	
		統制波3	統制波3	
		主運用波1	主運用波1	○広域応援又は受援時に限り、県内外の消防機関及び防災ヘリ、ドクターヘリとの交信
		主運用波2	主運用波2	
		主運用波3	主運用波3	
		主運用波4	主運用波4	
		主運用波5	主運用波5	
		主運用波6	主運用波6	
	主運用波7	主運用波7	○県内の消防機関及びみえ防災ヘリ、みえドクターヘリとの交信	
	消防救急（活動波）	活動波1	活動波1	○通常業務、第1発災及び第2発災以降の災害、救急出動部隊等に原則として用いる交信
		活動波2	活動波2	
		活動波3	活動波3	
		活動波4	活動波4	
アナログ波	消防救急（署活波）	署活波1	署活波1	○通常業務、第1発災及び第2発災以降の災害、救急出動部隊等に
		署活波2	署活波2	
		署活波3	署活波3	

				出動部隊間が原則として用いる交信
	分団用 (分団波)	分団波 1	分団波 1	○消防団の災害出動時等に用いる交信
	緊急消防 援助隊用 (署活 波)	緊援 G 1	G 1	○緊急消防援助隊出動時又は訓練時に限り用いる交信。
		緊援 G 2	G 2	
		緊援 G 3	G 3	
		緊援 G 4	G 4	
		緊援 G 5	G 5	
		緊援 G 6	G 6	
		緊援 G 7	G 7	
		緊援 G 8	G 8	
		緊援 G 9	G 9	
		緊援 G 10	G 10	
		緊援 G 11	G 11	
		緊援 G 12	G 12	
		緊援 G 13	G 13	
		緊援 G 14	G 14	
		緊援 G 15	G 15	
	緊援 G 16	G 16		
	緊援 G 17	G 17		

改正前				
別表 1 (第 8 条関係)				
区分	種別	呼称	周波数名称	用途
デジタル 波	消防救急 (共通 波)	統制波 1	統制波 1	○全国の消防機関及び 他県防災ヘリ、ドクタ ーヘリとの交信
		統制波 2	統制波 2	
		統制波 3	統制波 3	
		主運用波 1	主運用波 1	○広域応援又は受援時

		主運用波 2	主運用波 2	に限り、県内外の消防機関及び防災ヘリ、ドクターヘリとの交信
		主運用波 3	主運用波 3	
		主運用波 4	主運用波 4	
		主運用波 5	主運用波 5	
		主運用波 6	主運用波 6	
		主運用波 7	主運用波 7	
	消防救急 (活動波)	活動波 1	活動波 1	○通常業務、第 1 発災及び第 2 発災以降の災害、救急出動部隊等に原則として用いる交信
		活動波 2	活動波 2	
		活動波 3	活動波 3	
		活動波 4	活動波 4	
アナログ波	消防救急 (署活波)	署活波 1	署活波 1	○通常業務、第 1 発災及び第 2 発災以降の災害、救急出動部隊等に 出動部隊間が原則として用いる交信
		署活波 2	署活波 2	
		署活波 3	署活波 3	
	分団用 (分団波)	分団波 1	分団波 1	

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。